

○水草研究会第7回全国集会

日時 8月3日(土)～4日(日)

場所 香川県坂出市 五色台国民休暇村

参加申込締切 6月30日

(研究発表の申し込みは4月30日まで)

申込先 〒760 高松市幸町1-1

香川大学教育学部生物学教室 納田美也

前回同封の詳しい案内を参照の上、ふるって御参加下さい。

<会則8条(2)による退会>

○投稿のお願い

御寄稿をお待ちしています。水草に関するものであれば内容に制限はございません。調査・研究の報告、紹介、資料、エッセイなど、御気軽に投稿下さい。短報も大歓迎です。

・原稿の送り先 〒657 神戸市灘区鶴甲1-2-1

神戸大学教養部 角野 康郎宛

・次号発行予定 1985年6月

○会員移動

<住所変更>

<退会>

水草研究会会則

1. 本会は水草研究会と称する。
2. 本会は水草に関する研究および知識の普及と会員相互の親睦をはかることを目的とする。
3. 本会は上記の目的を達成するため次の事業を行なう。
 - (1) 研究発表会、講習会、採集会などの開催
 - (2) 会報の発行
 - (3) その他、必要と認められた事項
4. 会員は普通会員と特別会員とにわけらる。
 - (1) 普通会員は本会の趣旨に賛同して所定の会費を納めた者。
 - (2) 特別会員は会の推薦による顧問と名誉会員。
 - (3) 会員は会報の配布をうけ、本会の事業に参加できる。
5. 本会には次の役員をおく。

会長 1名、副会長 2名、幹事 若干名、
会計監査 1名

役員は任期は2年とする。ただし重任を妨げない。本会には名誉会長をおくことができる。役員は選出は、役員会で推薦し、総会で承認を得る。
6. 役員は任務は次のようである。

会長は会を代表し会務を統べる。会長支障あるときは副会長がこれに代わる。会計は本会の経理を担当する。幹事は会務を処理する。

7. 総会は原則として年1回開催する。総会に付議するおもな事項はつぎのようである。
 - (1) 役員選出 (2) 会務報告 (3) 会則変更 (4) その他必要と認められた事項
8. (1) 本会に入会するには、規定の入会金に1年分以上の会費をそえて会長に提出する。退会する場合は、退会届を会長に提出する。ただし、すでに納めた会費は払い戻しをしない。
 - (2) 会費は前納とする。会費滞納が2年を越えた場合は退会とみなす。
9. 会計年度は1月1日より12月31日までとする。
10. 会費は年額2,500円とする。ただし特別会員は会費を徴収しない。
11. 本会の経費は、会費およびその他の収入による。
12. 本会の事務所は、会長の指定するところにおく。

付則 入会金は1,000円とする。

水草研究会会報 No.19 (1985年5月)

(Bulletin of Water Plant Society, Japan)

発行 水草研究会(神戸市灘区鶴甲1-2-1
神戸大学教養部生物学教室内)

編集 角野 康郎

印刷 中村印刷株式会社

(神戸市灘区友田町3-2-3)